


## 第5次総合計画 中期戦略事業プラン 事務事業評価シート

事業名	DV被害者支援事業			事業番号	19-102
事務事業担当	部名	部長名	課名	課等の長	
	保健福祉部	黒石 正幸	福祉総務課	古清水 千多歌	

## 計 画 (Plan)

総合計画体系	安心力	まちづくり目標	2	地域で助け合う安全で安心なまち	
		基本政策	5	暮らしの安心がひろがるまちづくり	
		施策展開の方向	9	一人ひとりが大切にされるまちをつくる	
		施策	19	人権・男女共同参画社会の推進	
予算事業名	DV被害者支援費				
事務区分〔選択〕	<input checked="" type="radio"/> 自治事務 <input type="radio"/> 法定受託事務    (選択してください)→		法令上の位置づけ	義務づけ規定がある	
事業開始年度	開始年度	平成25年度以前	～	終了年度	—
関連法令等	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律				
国・県の計画等	かながわDV防止・被害者支援プラン		計画期間	平成26年度～平成30年度	
関連個別計画	伊勢原市男女共同参画プラン		計画期間	平成30年度～令和4年度	
実施の背景 (事業を取りまく環境・市民ニーズ)	配偶者等からの暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、相談内容は複雑・多様化してきています。問題発生時に的確かつ迅速に対応するための体制づくりの充実を図るなど、社会環境の変化への対応が求められています。				
目的 (何をどうしたいのか)	重大な人権侵害であるDVの被害者に対する相談や安全確保、自立支援の充実を図ります。				
主な対象 (誰・何を対象に)	DV被害者				
事業内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV相談体制の充実を図り、DV被害者に対する専門相談員による相談を行います。</li> <li>・関係機関との連携による被害者の安全確保や経済的・生活支援などの自立支援を行います。</li> </ul>				
事業行程	項目	年度			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	専門相談員の配置	配置による相談実施	配置による相談実施	配置による相談実施	
	被害者支援	支援実施	支援実施	支援実施	
目 標	【指標名】	【現状値】	年度		
	DVに関する相談件数	347件 (平成28年度)	平成30年度 350件	令和元年度 350件	令和2年度 350件


 事業実施 (Do)

## 事業実施 (D○)

<b>事業の「取組方針」</b> (前年度事務事業評価)	引き続き、2人の婦人相談員による相談体制を維持します。 県女性相談所をはじめとする関係機関や、市組織の関係部署と連携・調整しながら、DV被害者を支援します。			
<b>実施方法</b> 〔選択・記入〕	<input checked="" type="checkbox"/> すべて直接実施 <input type="checkbox"/> 左記以外			
	<input type="checkbox"/> 業務委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<b>委託先又は指定管理者</b>	
	<input type="checkbox"/> 補助金		<b>補助先</b>	
	<input type="checkbox"/> その他		<b>具体的内容</b>	
<b>実施結果</b>	<b>項目</b>	<b>年度</b>		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	専門相談員の配置	配置による相談実施	配置による相談実施	配置による相談実施
	被害者支援	支援実施	支援実施	支援実施
<b>実施した取組の内容</b>	婦人相談員は計画どおり2人を配置し、関係機関や市組織の関係部署らと連携のうえDV被害者支援を実施しました。			
<b>目標の達成状況</b>	<b>【指標名】</b>	<b>【現状値】</b>	<b>年度</b>	
	DVに関する相談件数	347件 (平成28年度)	平成30年度 379件	令和元年度 347件

<b>コスト</b>	<b>年度</b>	平成30年度 実績				令和元年度 実績				令和2年度 実績				
	<b>内訳</b>	<b>事業費合計 (a)</b>	6,320		千円	6,106		千円	6,259		千円	6,259		千円
		<b>国県支出金 ①</b>	1,780		千円	1,780		千円	1,809		千円	1,809		千円
		<b>地方債 ②</b>	0		千円	0		千円	0		千円	0		千円
		<b>その他特財 ③</b>	0		千円	0		千円	0		千円	0		千円
		<b>一般財源 (a)-①-②-③</b>	4,540		千円	4,326		千円	4,450		千円	4,450		千円
	<b>国県支出金の内容</b>	婦人相談員活動強化事業費補助金 補助率1/2												
	<b>その他特財の内容</b>	<b>受益者負担</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				<b>前回の改定時期</b>							
		<b>その他</b>												
	<b>人件費</b>	<b>正規職員</b>	0.21	人	1,787	千円	0.21	人	1,827	千円	0.21	人	1,806	千円
		<b>その他の職員</b>	0	人	0	千円	0	人	0	千円	0	人	0	千円
		<b>人件費合計 (b)</b>	0.21	人	1,787	千円	0.21	人	1,827	千円	0.21	人	1,806	千円
<b>トータルコスト (a)+(b)</b>		8,107		千円	7,933		千円	8,065		千円	8,065		千円	
<b>単位当たりコスト</b>	<b>対象数</b>	<b>定義</b>	DV相談件数		<b>単位</b>	DV相談件数		<b>単位</b>	DV相談件数		<b>単位</b>	DV相談件数		
		<b>対象数</b>	379		件	347		件	334		件	334		件
	<b>総事業費 / 対象数</b>	21,391		円	22,862		円	24,147		円	24,147		円	

**評 価 (Check)**

<p><b>進捗状況</b> 〔選択・記入〕</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 計画どおり (A) <input type="radio"/> 概ね計画どおり (B) <input type="radio"/> 計画どおり進捗せず (C)</p>	<p align="center"><b>A</b></p>	<p><b>左記判断理由</b></p>	<p>DV被害者への支援として、婦人相談員を2名配置し、DV相談、県との連携による被害者の安全確保、自立支援を行いました。</p>
<p><b>実施水準</b> 〔選択・記入〕</p>	<p><input type="radio"/> 他市より高い水準で実施 (A) <input checked="" type="radio"/> 他市と同水準で実施 (B) <input type="radio"/> 他市より低い水準で実施 (C) <input type="radio"/> 一律に比較できない事業</p>	<p align="center"><b>B</b></p>	<p><b>他都市の事業内容等</b></p>	<p>各市ともに、専門相談員によるDV相談を行っています。</p>
<p><b>有効性</b> 〔選択・記入〕</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 高い (A) <input type="radio"/> 普通 (B) <input type="radio"/> 低い (C)</p>	<p align="center"><b>A</b></p>	<p><b>左記判断理由</b></p>	<p>DV被害者の相談、安全確保、自立に向けた支援など、被害者への適切な支援を行うことができています。</p>
<p><b>効率性</b> 〔選択・記入〕</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 効率的に実施されている (A) <input type="radio"/> 改善の余地がある (B) <input type="radio"/> 抜本的な改善が必要である (C)</p>	<p align="center"><b>A</b></p>	<p><b>左記判断理由</b></p>	<p>婦人相談員2人体制を維持しつつ、適切な支援を行うことができています。</p>

 取組内容の改善 (Action) へ

**取組内容の改善 (Action)**

<p><b>事業推進上の課題</b></p>	<p>相談内容が複雑多様化しているため、それらの対応が専門化している状況にあります。例えば、精神的疾患のあるケースについては医療機関との調整、子ども同伴のケースについては親権問題に関して専門の機関への相談など、各関係機関とより広い連携・調整が必要となっています。また、新型コロナウイルス感染拡大による社会情勢の変化により、被害の増加が懸念されます。</p>
<p><b>令和3年度の取組方針</b></p>	<p>引き続き、2人の婦人相談員による相談体制を維持します。 県女性相談所をはじめとする関係機関や市組織の関係部署と連携・調整をし、DV被害者を支援します。</p>
<p><b>所管部長による総評</b></p>	<p>重大な人権侵害であり、大きな社会問題の一つとなっているDV被害については、相談内容が複雑化、多様化しています。また、新型コロナウイルス感染拡大による社会情勢の変化により、被害の増加も懸念されています。現相談支援体制を維持し、関係機関と連携するとともに、婦人相談員の資質向上を図るなど、引き続きDV被害者支援の充実に努める必要があります。</p>